

令和7年度蒲郡市障害者優先調達推進方針

令和7年7月7日策定

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、本市が障害者就労施設等からの物品または役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針を策定する。

第2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第3 適用範囲

この調達方針は、市に属する全ての組織に対し適用するものとする。

第4 対象となる障害者就労施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所
- 2 障害者を多数雇用している企業
 - (1) 障害者雇用促進法の特例子会社
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所
- 3 在宅就業障害者等
 - (1) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - (2) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

第5 調達の推進方法

- 1 福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、市各組織に情報提供を行うとともに、本方針を周知して障害者就労施設等からの優先的・積極的な物品等の調達を働きかけるものとする。

- 2 契約検査課は、担当部署が希望する物品等について障害者就労施設等に情報を提供するものとし、発注の際には、障害者の特性に配慮した仕様及び納期等の面で配慮するよう、担当部署との連絡調整を行う。

第6 調達の対象となる物品等及び目標額

調達を推進する物品等及び目標額は以下のとおりとする。目標額は年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、前年度を上回るよう努めることとする。

種 別	品目・内容	目標額
物 品	事務用品・書籍	1, 0 0 0, 0 0 0 円
	食料品・飲料	
	小物雑貨	
	手芸品	
	その他の物品	
役 務	清掃・施設管理	3, 5 0 0, 0 0 0 円
	情報処理・テープ起こし	
	パソコン、携帯電話修理	
	その他のサービス・役務	

第7 調達方針及び調達実績の公表

- 1 調達方針を作成したとき又は見直しをしたときは、市のホームページに掲載して公表するものとする。
- 2 調達実績は、年度終了後に調達の実績をとりまとめ、市のホームページに掲載して公表するものとする。

第8 その他

- 1 物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障害者就労施設等から調達するものとする。
- 2 各課は、契約検査課の求めに応じて、9月・3月末日における調達実績を部単位でまとめて報告するものとする。
- 3 調達方針等に関する担当は福祉課が行うものとする。